

平成24年11月1日
防 衛 省

「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案」
に関する意見の募集結果について

「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案」
につきましては、平成24年9月12日から同年10月11日までの間、御意見を募集した結果、2件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり御報告致します。

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局衛生官

電話番号：(代表) 03-3268-3111

内線20734

「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案」に関する意見の募集結果について

御意見	御意見に対する考え方
なぜ緩和する必要があるのか根拠が分かりません。また航空機の定義は別の条文に記載されているかと思いますが、航空機以外の輸送手段などでも視力の低下は国家防衛業務に支障をきたす恐れがあると考えられます。自動車の運転免許証以下の視力条件にしても問題ないのか、どうしても疑問が残ります。	この度の改正は、高等工科学学校生徒（以下「生徒」という。）の採用のための視力合格基準を、既に自衛官を始めとする生徒以外の採用区分で用いられている合格基準と同一の基準に合わせることにしたものです。なお、普通自動車運転免許の視力合格基準は、両眼で0.7以上、かつ、一眼がそれぞれ0.3以上とされているものであり、業務に支障をきたす恐れがあるとのこと指摘には当たらないと考えます。
優秀な人材を確保するために、今回の改正は望ましい改正と考える。	今後も必要な見直しを適時適切に実施して参りたいと考えます。